

デジタル・プラットフォーム時代を生き抜く

プレカリアートユニオン 委員長 清水 直子

プラットフォームビジネスとは

プラットフォームと呼ばれる事業者が、労務を供給している人に対して、使用者としての責任を負わないということが問題になっています。インターネットやスマートフォン の普及に加えて、ビッグデータの活用が進んだことが背景にあります。これにより、労務を提供したい人とサービスを受けたい人を、インターネット上で自動的に結び付けることが可能になりました。

プラットフォーム事業者は雇用ではなく「請負」という契約を用いることで従業員を個人事業主として扱う事で、賃金や労働時間、社会保険料の支払い、安全配慮義務や団体交渉応諾義務などの使用者としての責任を免れることが出来るからです。

プラットフォーム事業者は、労務提供者と消費者を結び付ける場所を提供しているだけで、労務提供者の使用 者ではないと主張しています。

今回の裁判について

便利屋として仕事をしている宮南さんと永井さんが、「くらしのマーケット」という会社があつて、そこに登録して仕事をしていました。しかし、その会社の中抜き の大きさの割合についてあまりに大きいと、SNS に投稿して、愚痴るような表明をしたら、それを口実にして一方的に登録を抹消されてしまいました。そして「それはひどいじゃないか」、ということを感じとして述べた永井さんも登録を取り消されてしまいました。それについて、登録を外すべきではないという趣旨から、登録の確認と損害賠償についてこの2名が、1月に東京地裁に訴訟を起こしました。

くらしのマーケットでの実態と交渉経過

手数料について、税金とか経費とか全部含めて売上の2割を「くらしのマーケット」に払う、「あまりにも高いのではないか?」、と言ったら、これまでは対等な



便利屋さん

パートナーと言っておきながら、一方的に登録を抹消されてしまった。つまり、「元々対等なパートナーではなかった、圧倒的な力の差があるなかでそれを乱用している、だからそれはおかしい」というのがこちらからの主張です。

原告は「くらしのマーケット」に支配されているなかで仕事をしていると主張しました。しかし、「くらしのマーケット」は対等な利用者さんだ、対等な業者さんだと主張しています。不安定な状況で仕事をしている労働者

働者というのは、沢山のお客さんからの注文を一手に引き受けるインターネット上の窓口があって、その運営会社を通して、そこから仕事を振られます。実際に仕事をする便利屋さんがいて、プラットフォームを経由するだけで、売上の2割を手数料として取られてしまうということと、お客さんからの口コミという評価によって、仕事が受けやすいかどうかというランキングが決まってしまふなどの問題があります。それで無理な仕事をせざるを得ないとか、無体なクレームに対しても「ノー」と言えないような状態で仕事をせざるを得ない、そういう実態が実際に仕事をしている便利屋さんの立場を弱くしてしまうということになります。

個人事業主としてどうなのか、先方の主張は

「くらしのマーケット」から仕事が来るということで、個人事業主として独立している、成り立っているというけれども、結局のところ大きい力関係があって、「くらしのマーケット」の意向が反映されてしまうので、それに左右されないような仕組みを作らなければいけないと思います。

向こうの主張は「中抜き・中抜きと言うけれども、ウェブサイトの存続に関わる適切な手数料である」と言

っています。それだけの手数料がかかるということが分かって登録しているはずだとも言っています。裁判で争うことになる優越的地位の濫用に関わる独禁法の考えに違反していない仕組みであるとも主張しています。

雇用関係と団交拒否の現状は

雇用関係がないという形で仕事をさせるといふ形態は増えていくでしょうし、広がっていくでしょう。それは柔軟に働いて都合が良いと思っている労働者がいたり、本業の仕事の方が減ってしまったて、そこで解雇されたとかがあつて、非雇用の仕事をせざるを得ない人が増えていきます。

さて「くらしのマーケット」は労働組合との団体交渉を拒否しています。宮南さんと永井さんを個人事業主であるからという理由で、労働法制上の労働者ではないという理由です。プラットフォームビジネスは、労働者が待遇改善のためにみんなまでまとまって話し合いをする、という手段がまず閉じられてしまつて、自分の権利を擁護したり改善をするという取り組みがしづらいついてくるという働き方であることは間違いないと思います。

それから、お客さんの口コミというすごく恣意的なものによつて、仕事の受注ができるかどうかプラットフォーム

の運営者によつて、簡単に変えられてしまふ、弱みを握られていふような状態で無理な仕事をさせられてしまふということがあります。それから手数料の割合が高いといふことで、しわ寄せをされた形で仕事をせざるを得ない。プラットフォームという大きな会社を運営して、たくさん儲け、人を雇い維持させているのに、ピンハネをしているといふ実態があると思います。

そこで会社側は団交を全く拒否しているので裁判といふ形に訴えました。

裁判の訴因は、以下5点です。1と2の当事者と事実関係については述べたので、裁判の争点は主に、第3、優越的地位の乱用、第4、継続的契約の法理、第5、損害賠償請求を争うことになりました。

実態が労働者であるといふプラットフォームワーカ―については、例えばワーバーのような人たちが、外国では労働組合を組織して、雇用保険に加入したり、待遇改善をしたりしているので、日本でもワーバーとか便利屋さん、プラットフォームから仕事をもらっている人たちを守る法律が必要だと思ひます。(しみず なおこ)

※本稿は編集部の取材に基づいていふます。